

## 財務諸表に対する注記

### 1. 繼続事業の前提に関する注記

当法人は平成28年4月22日付で行政庁より、公益認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」を早急に回復、確立するための措置を講ずるよう勧告を受けました。

当該事象により、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当法人は、当該状況を解消すべく、債務超過を解消する計画の策定等を行っております。

しかし、これらの対応策を関係者と協議を行いながら進めている途中であり、行政庁に計画の提出等を行っていないため、現時点では継続性の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提に作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法は定額法によっております。

#### (2) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸し倒れによる損失に備える為、個別に回収可能性を検討し回収不能見込み額を計上しております。

#### (3) 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

### 3. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

(単位：円)				
科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産 什 器 備 品	1,567,401	2,100,000	1,277,211	2,390,190
合 計	1,567,401	2,100,000	1,277,211	2,390,190

### 4. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

(単位：円)				
科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に對応する額)
特定資産 什 器 備 品	2,390,190	(2,390,190)	—	—
小 計	2,390,190	(2,390,190)	—	—
合 計	2,390,190	(2,390,190)	—	—

### 5. 担保に供している資産

該当事項はありません。

### 6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりであります。

(単位：円)			
科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	5,677,200	3,287,010	2,390,190
合 計	5,677,200	3,287,010	2,390,190